

茨城県条例第 27 号

茨城県外国人の不法就労活動の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、急激な人口減少に伴い、外国人により不足する人材の確保を図る必要が生じている中、外国人の適正な雇用を推進する必要があることに鑑み、外国人の不法就労活動の防止に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、県と市町村、事業者及び県民との連携及び協力の下に県が推進する外国人の不法就労活動の防止に関する施策（以下「不法就労活動防止施策」という。）の基本となる事項等を定めることにより、外国人の不法就労活動の防止を図り、もって本県経済の健全な発展に寄与するとともに、秩序ある共生社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「外国人」とは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 7 条に規定する外国人をいう。

2 この条例において「不法就労活動」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。第 8 条第 2 項において「入管法」という。）第 24 条第 3 号の 4 イに規定する不法就労活動をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、不法就労活動防止施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、外国人の不法就労活動の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する不法就労活動防止施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、外国人の不法就労活動の防止に積極的に努めるとともに、県が実施する不法就労活動防止施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び外国人の理解の増進)

第 6 条 県は、外国人の不法就労活動の防止に関する事業者及び外国人の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(不法就労防止推進月間)

第 7 条 外国人の不法就労活動の防止について、事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、外国人の不法就労活動の防止に関する活動が積極的に行われるようにするため、不法就労防止推進月間を設ける。

2 不法就労防止推進月間は、毎年 11 月とする。

(調査の実施等)

第 8 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため、事業者（外国人を雇用する者に限る。）を対象として、県内で就労する外国人の雇用の状況に関する調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査の事務に従事する職員は、当該事務を行うに当たって、入管法第73条の2第1項各号のいずれかに該当すると思料する者があるときは、その旨を通報するものとする。

3 前項の規定による通報は、書面又は口頭をもって、警察官に対してしなければならない。
(連携協力体制の整備)

第9条 県は、不法就労活動防止施策を推進するため、市町村、事業者及び県民との連携協力体制を整備するものとする。

付 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。